



Forest Stewardship Council®



FSC®日本国内森林管理規格のご紹介

2019年2月15日 FSCジャパンシンポジウム

FSCジャパン 指針・規格コーディネーター
三柴ちさと



概要

1. 規格策定プロセス
2. 内容のご紹介
3. 今後の予定



今まで国内FM規格はなかった？

- 2001～2007年 FSC原則と基準第4版に基づき国内規格の策定を進める
- 2007年 第8草案（最終草案）が完成、本部に提出
- FSC本部で原則と基準改定によりプロセスが頓挫

これまでの状況

- FSC本部に承認された、統一された国内規格はなし
- 認証機関による暫定基準が使われていた
- 2007年の第8草案が認証機関の暫定基準に組み込まれていた

FSC 原則と基準 第5版

- 10原則、70基準
- 世界共通
- 2012年2月に承認（第5-0版）
- 国内規格は5-1版に基づく。最新は第5-2版。



FSCの森林管理規格の構成

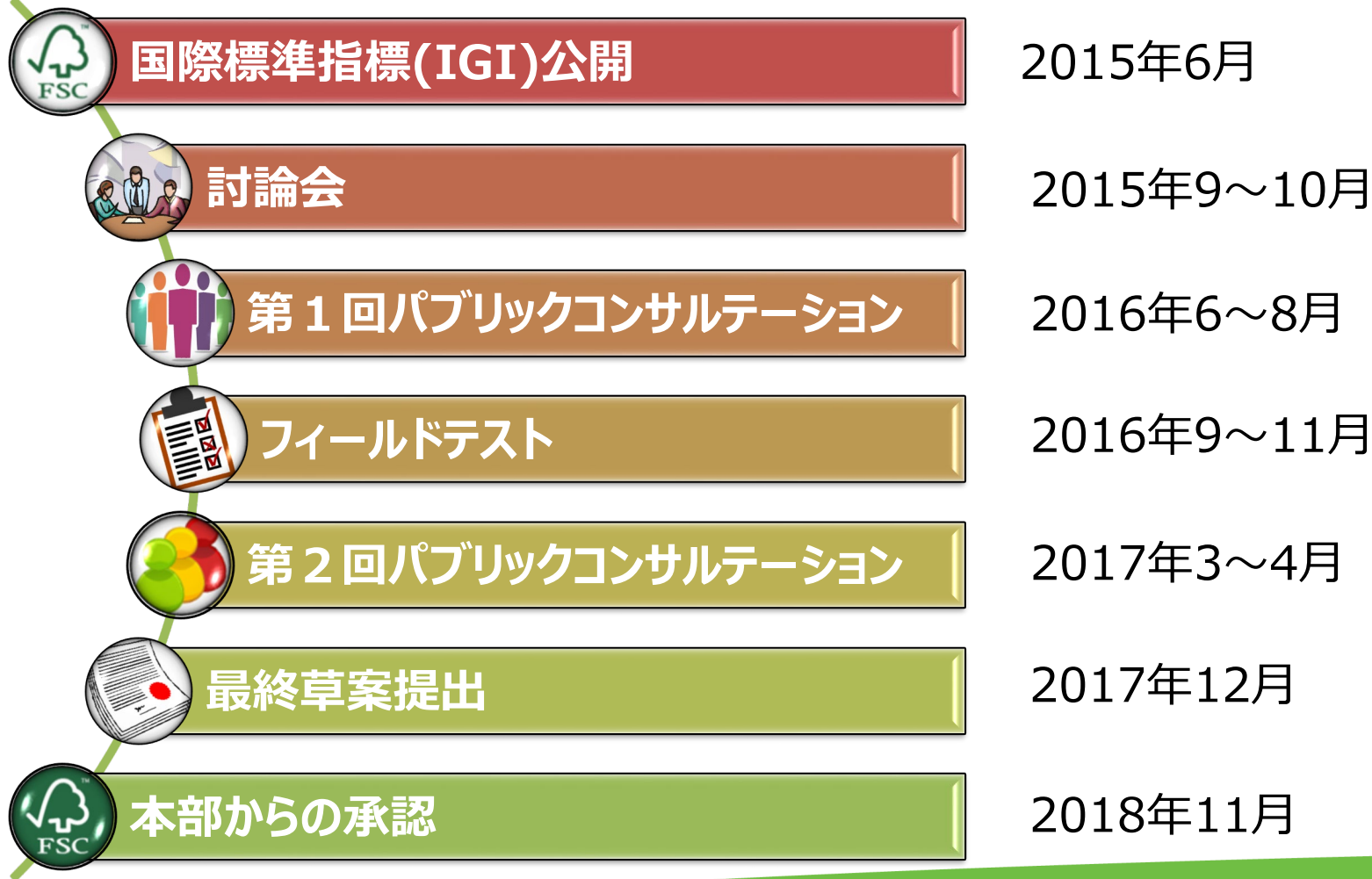
レベル	数	規格内番号	変更可否
原則 (Principle)	10	1, 2, 3...	世界共通、不可変
基準 (Criterion)	70	1.1, 1.2, 1.3...	世界共通、不可変
指標 (Indicator)	198 (IGI)	1.1.1, 1.1.2, 1.1.3...	国内規格策定過程で採用、棄却、適応、追加を決定
検証項目(verifier)	-	なし	各国で独自に策定可能

国際標準指標：各国における森林管理規格の土台

関連文書：

- FSC-GUI-60-002 V1-0 SDG向け規模、強度、リスクガイドライン（草案）
- FSC-STD-60-002 国内森林管理規格の構造と内容
- FSC-STD-60-004 V1-0 国際標準指標
- FSC-PRO-60-006 V1-0 国内森林管理規格の策定とFSC原則と基準第5版への移行

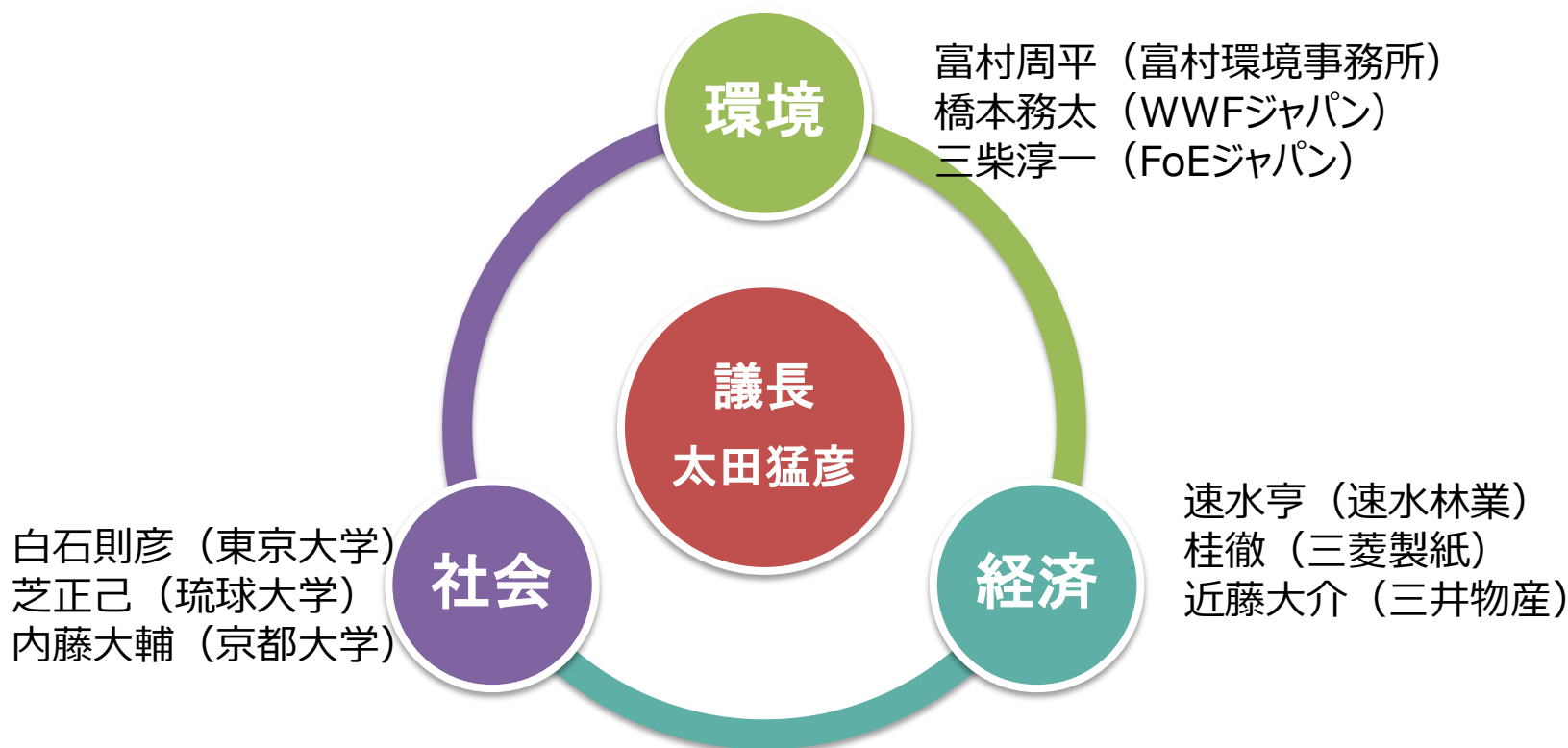
国内規格策定プロセス



Sustainable
standard
規格

Development
development
策定

Goals
group
グループ



討論会



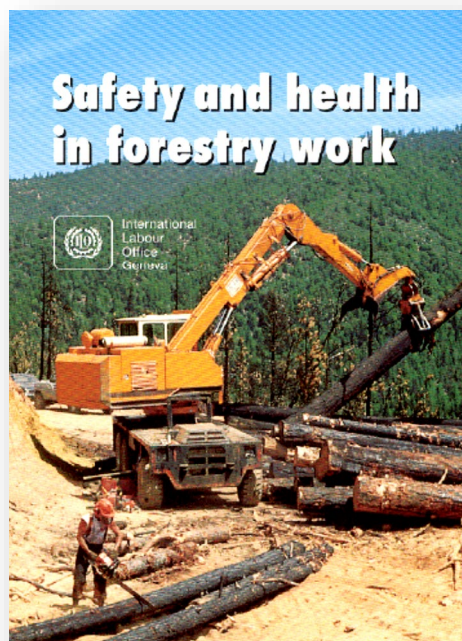
2015年9月15日 社会関係（原則 1, 2, 3, 4）

2015年9月29日 経済関係（原則 5, 7, 10）

2015年10月28日 環境関係（原則6, 8, 9）

ILO 林業労働の安全衛生

- 2018年3月 日本語版発刊（菊間満訳）
- 現在電子版(Kindle)が購入可能。



第1回パブリックコンサルテーション

- 2016年6月7日～8月6日（60日間）
- オンラインセミナー（6/21）
- 公聴会 東京（7/8）、大阪（7/25）、北海道（8/2）
- 公聴会延参加人数 62人



フィールドテスト

- 四万十町森林組合
- 2016年11月28～30日

- 三井物産
- 2016年9月15, 16, 21日



2つの認証機関の審査員が参加

第2回パブリックコンサルテーション

- 2017年3月1日～4月30日
- オンラインセミナー (4/7)
- 公聴会 東京 (4/19)



寄せられた意見の傾向



認証取得者
認証機関

- 日本の現状を踏まえ、現実的な指標を
- 理想を追求して負担だけが増えるのは無意味
- 厳しすぎると現場がついて行けず、認証が広まらない



NGO, 研究者

- 国際条約等に基づく信頼できる指標を
- ゆるい基準では認証の意味がない
- 国際的整合性が重要

規格策定の方向性

- 「誰でも簡単に取得できる認証」ではなく、「真に信頼でき、誇れる認証」を目指す。
- 考えさせる指標：本来指標で求められる意味を考え、それを満たす現実的な方法を考える
- 合意形成の結果IGIに収束
- 国際的な整合性を重視
- 規模、強度、リスクによる指標は日本の現状にそぐわない → 規模別の要求を削除

規格策定プロセス

規格内容のご紹介

今後の予定

規格の見方

基準* 7.5. 組織*は、管理計画*の概要を作成し、誰もが無償で入手可能*なようにしておかなければ関連する部分についても、機密情報*を除いて、利害関係者*からの要望に応じ提供しなければならぬ。複製作成費用及び処理費用については実費を請求することができる。(V4 基準*7.4)

用語集で定義されている単語

指標* 7.5.1

利原則と基準第4版で
る相当する基準

形式で、地図を含み、機密情報*を除いた管理計画*の概要が無償で入手可能*である

指標* 7.5.2

利害関係者*からの要望に応じて機密情報*を除く管理計画*の関連箇所が複製作成及び対応にかかる費用の実費にて提供可能である。

下線なし：
国際的定義

用語と定義

入手可能、公表されている(Publicly available)：一般に人々が入手できるまたは閲覧できる状態。(出典：コリンズ英語辞典 2003 版)

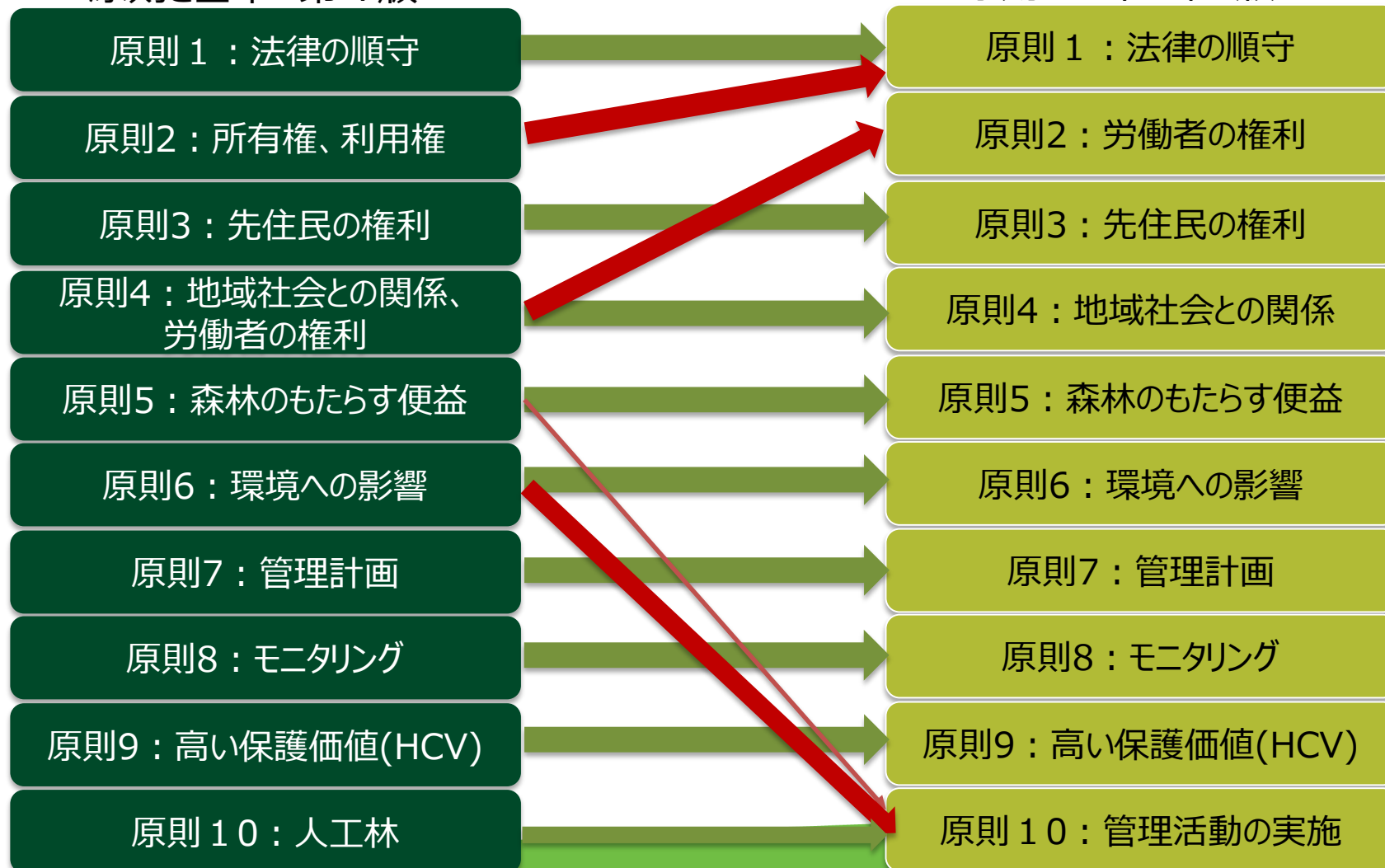
インターネットなどで誰もが閲覧できる状態に公開されている状態が望ましいが、来訪者が自由に閲覧、あるいは持ち帰れるようにしてあるなど、要請なしに入手できる状態も含む。

下線あり：
国内の定義

原則レベルでの内容の変更

原則と基準 第4版

原則と基準 第5版



新しく追加された基準(IGI)

1.1 法的登記

1.7 汚職関与の防止

2.2 労働における男女平等

2.4 最低賃金

2.6 労働者への補償

3.1 先住民族とその権利の特定

3.3 先住民族からの管理委託

3.6 先住民族の知的財産の保護

4.1 地域社会とその権利の特定

4.7 地域社会にとって特別な場所の特定

4.8 地域社会の知的財産の保護

6.1 多面的機能（環境価値）の評価

7.3 検証可能な目標の設定

8.1 活動進捗状況のモニタリング

10.1 森林更新

10.5 生態系に合った育林施業

10.9 自然災害への対策

国内規格指標ハイライト



2.3 労働安全衛生

2.3.2 安全装備の義務付け

- 注1：放射能汚染の危険性が高い地域では、マスクやその他の保護具の着用により、ほこりの吸い込みなどによる労働者*の内部被ばくやその他の悪影響から防護されている。
- 注2：ILOの基準に沿った入手可能*な安全装備が現場の状況に合わない場合、より適切で安全と考えられる安全装備を使うことができる。
- 注3：組織*の直接の管理下でないボランティア*が危険の伴う作業に携わる場合、組織*は最大限安全の確保に努めるよう指導する。

2.3.11 放射能汚染に関連する労働安全衛生の保障

組織は、**放射能汚染リスクが高いと疑われる地域において**は、入手可能な最も有効な最新情報に基づき、利害関係者と協議し、森林の放射能汚染に関連する労働者の安全衛生を保障している。

注：**放射能汚染のリスクの高い地域**とは、国際放射線防護委員会（ICRP）による1990年勧告による公衆の被ばくの線量限度である、実効線量で年間1ミリシーベルトを超える地域とする。

8.5.5 搬出される木材の放射能について

販売・譲渡された林産物については、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、放射能汚染リスクが低いことが確保されている。

注：2.3.11で**放射能汚染リスクが高いと疑われる地域**に由来する林産物の販売・譲渡は避ける。



放射線量等分布マップ拡大サイト

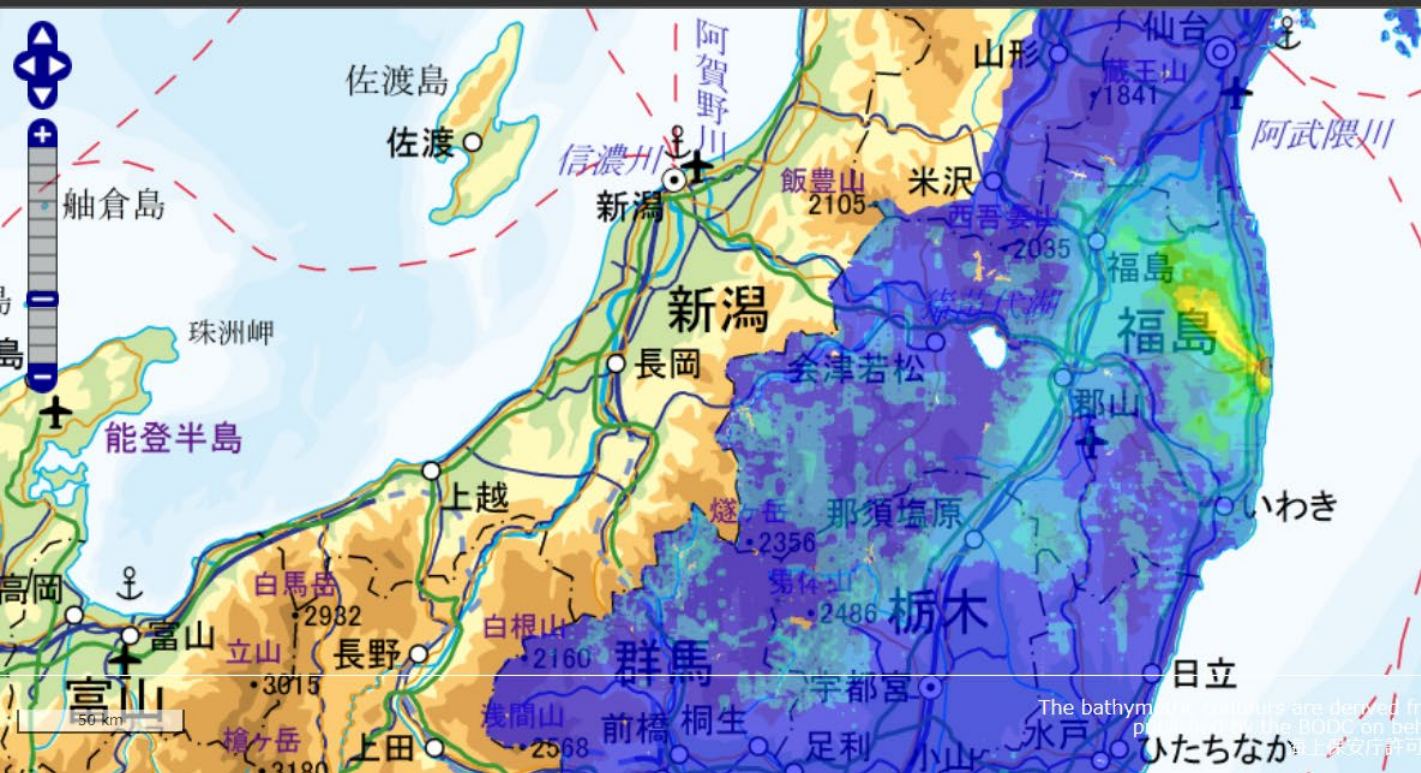
地名や施設名を入力してください。

関連情報

PDF版はこちら

このサイトについて

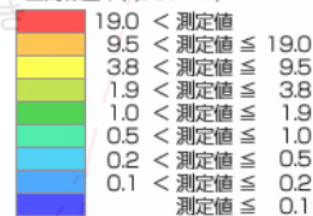
English



平成28年10月13日時点

- 空間線量率
- セシウム134+137の合計
- セシウム134
- セシウム137

地表面から1mの高さの
空間線量率(μSv/h)



測定結果が
得られていない範囲

「放射能汚染リスクが高いと疑われる地域」

1mSv/年 = 0.11μSv/h

原則3 先住民族の権利

- 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)の実施
- 慣習に合った方法での協議

3.1 影響を受ける先住民族の特定

3.2 先住民族の権利の特定

- 不明な場合は北海道アイヌ協会に照会



原則 5 森林のもたらす便益

5.1 資源と生態系サービスの特定

5.1.3 生態系サービスについての効果を謳う仕組みの導入 (ただし参照していた附則Bは不要)

FSC-PRO-30-006 生態系サービス手順
(2018年3月公開、8月発効)

- 炭素、水、土壌、生物多様性、レクリエーションについての検証された効果を宣伝できる。
- 国内での指標設定は不要に。



生態系サービス森林認証セミナー
2019年2月20日(水) 13:30~17:30
会場：日本アセアンセンター・アセアンホール

原則5 森林のもたらす便益

- 5.2 持続可能な収穫量
 - 確固たるデータに基づいた年間許容伐採量の算定
 - 長期的な持続可能性
(短期的には必ずしも成長量>伐採量でなくてもよい)



原則6 多面的機能と環境への影響

6.5保護区の設置

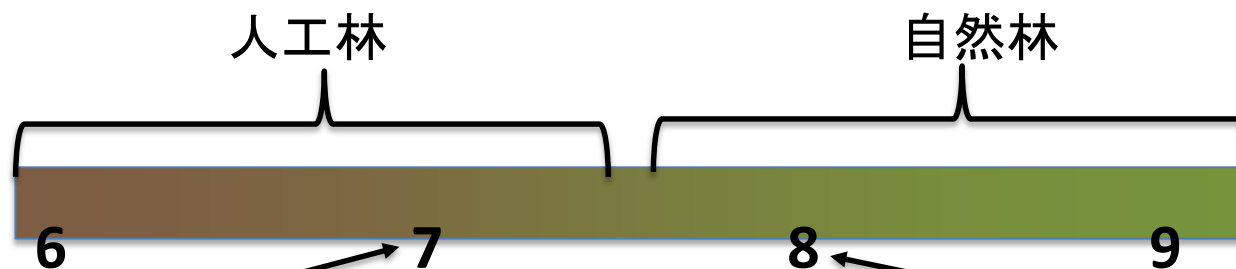
6.5.5管理区画内の保全地域網が管理区画の10%以上

- 保全地域＝代表的な自然生態系地域、自然復元地、保全地帯、保護区、接続地域、HCV等の合計
- 保全は禁伐とは限らない
- SLIMF（小規模・低強度）管理区画は区画ごとに10%の保全地域網を設ける必要はない。

原則6 多面的機能と環境への影響

- 6.9 自然林の転換の禁止
 - 自然林、人工林の定義の見直し

環境省の自然環境保全基礎調査の植生自然度



過去に存在した人工林が消失した後、萌芽または実生による天然更新された森林で、成立してからまだ日が浅く、植生遷移の比較的初期段階にある、種組成や階層構造が未発達で、植生自然度は7に該当するもの。

過去の皆伐の痕跡が明らかではなく、種構成が自然植生に近く、階層構造が十分に発達し、上木まで連続を成す代償植生（人間の活動によってその土地本来の植生に代わって生じた植生）。

新規格への移行について

2019年2月15日： 日本国内森林管理規格発効
2020年2月15日： 移行期間終了
2020年8月15日： 以前の規格に基づく認証が失効

- 移行期間中に新規格を用いた審査・監査を受ける
- 年次監査として計画されている監査で、全ての要求事項の確認を行う必要はなし
- 年次監査では、以前の規格とのギャップ項目を追加審査することが望ましい
- 新規格の全ての要求事項が確認されなくても、移行期間中の監査・審査で新規格を使うことで新規格に基づいたものと見なされる
- 移行期間終了後6か月後には以前の規格に基づく認証が無効となる

今後の方向性

- 5年に1回の見直し
- IGI v.2を2020年6月までに反映
 - ILOの中核的条約に関する指標
 - 原生林景観、先住民族の文化的景観
- 国内規格v.1で残された課題



Forest Stewardship Council®



ご清聴ありがとうございました！

FSCジャパン

東京都新宿区西新宿7-4-4 武蔵ビル5F

FSC® F000218 - FSC® A.C. All rights reserved

<https://jp.fsc.org/>

